

改 正 案	現 行
<p>（法第二十条第一項第三号の規定による貸付金の償還） 第七条 法第二十条第一項第三号の規定による貸付金の償還条件は、貸し付けた日から五年間（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第九条第二項に規定する同意特定鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業に係る貸付金にあつては、<u>十年間</u>）据置き十年間半年賦均等償還とする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（法第二十条第一項第三号の規定による貸付金の償還） 第七条 法第二十条第一項第三号の規定による貸付金の償還条件は、貸し付けた日から五年間（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第九条第二項に規定する同意特定鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業に係る貸付金にあつては、<u>六年間</u>）据置き十年間半年賦均等償還とする。</p> <p>2・3 （略）</p>